

政 府 首 相  
-----  
No.1743/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福  
-----

ハノイ, 2019年12月3日

決 定

2050年を見据えた2021年から2030年までの  
国家エネルギー総合マスタープランを立案するための任務に関する承認

-----  
政 府 首 相

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；  
2017年11月24日付計画法に基づき；  
2018年6月15日付計画に関する11の法律の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；  
2019年5月7日付計画法の幾つかの条項を実施するための詳細規程に関する政令 No.37/2019/NĐ-CP に基づき；  
2019年10月25日付商工大臣からの意見書 No.8104/TTr-BCT；2019年10月25日付文書における2050年を見据えた2021年から2030年までの国家エネルギー総合マスタープランを立案するための任務に関する審査評議会の提案を審査し、

決定する；

**第1条.** 2050年を見据えた2021年から2030年までの国家エネルギー総合マスタープランを立案するための任務に関する承認の主な内容は以下のとおり：

1. マスタープランの名称, マスタープランの時期, マスタープランの範囲・境界

a) マスタープランの名称：2050年を見据えた2021年から2030年までの国家エネルギー総合マスタープラン（以下、「エネルギー総合マスタープラン」という。）。

b) マスタープランの時期：2050年を見据えた2021年から2030年までの時期のために立案されるマスタープラン。

c) マスタープランの範囲・境界：他国からのエネルギー輸出入の要素を考慮した、全国のエネルギーインフラシステム全体の開発マスタープランである。それぞれの分野のエネルギーインフラシステムマスタープランの方策を評価するため、農業、産業、商取引、民間及び輸送を含む経済分野におけるエネルギーを利用する、全ての分野におけるエネルギー需要を計算し、予測する。

## 2. マスタープラン立案の観点、目標及び原則

### a) エネルギー総合マスタープラン立案の観点

- エネルギー開発は、国の経済・社会開発戦略と密接に結びつき、最も優れた総合エネルギーシステムを確保し、一歩先を進み、持続可能であり、十分かつ安定的な供給を目指した各エネルギー源の多様化を継続し、経済・社会の発展、工業化戦略及び第四次産業革命の全世界的な趨勢の紀元における国の現代化の要求に応えなければならない。

- 国内のエネルギー資源の保全及び国家エネルギー安全保障の確保を目指し、外国からのエネルギー輸入及び開発と結び付けた上で、国内の各エネルギー資源を合理的かつ効果的に探査、開発、加工及び利用を行う。

- 競争力があり、所有及びビジネス手法が多様化され、消費者の需要を最も満足させる方向のエネルギー市場を開発する。国からの支給の廃止を早期に推進し、エネルギー価格を通じた社会政策の実施の完全なる廃止を進める。

- 同期し、調和し、合理的なエネルギーシステムを開発する：電力、石油・ガス、石炭、新・再生可能エネルギー；領土の地域毎のエネルギーシステムの合理的な分布；バランスの取れた探査、開発及び加工；新・再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー源の開発の推進。

- エネルギービジネスの効果を推進し、エネルギーの利用及び節約の効果を向上させるため、知識経済、第四次産業革命及び科学技術の進歩の成果を応用する；エネルギー供給及びサービスの品質を日々高めていく。

- 環境保護と密接に関連してエネルギーを開発し、グリーンかつ持続可能な成長の方向にエネルギー開発を確保し、気候変動に効果的に対処する。

### b) エネルギー総合マスタープラン立案の目標

#### - 目標の総括

国の経済・社会の持続的発展の開発コストの最適化及びエネルギー需給バランスを確保するため、エネルギー開発のために国内及び国際（国内外）の全てのリソースを動員する；国内及び国際（国内外）の一次エネルギー源を多様かつ合理的に利用する；エネルギー効率の高い活動を推進し、再生可能エネルギー源の開発を促進し、エネルギー安全保障を確保し、輸入エネルギー依存を減らし、気候変動を緩和し、環境保護を強化し、持続可能なエネルギー・経済・社会開発の目標を達成する；競争力のあるエネルギー市場を一步一步構築し、活動の効率化を目指し、クリーンエネルギー開発投資を推進する。

- 具体的目標

+ 2011年から2020年の段階（自然条件、資源、背景、並びに空間の分布及び利用の現状に関して...）におけるエネルギー分野のセクター（石炭、石油、ガス、再生可能エネルギー）の開発の現状に関する分析及び評価を行い、最近のエネルギー分野の各セクターのマスタープランの内容を実際に展開すること。

+ 社会・経済開発動向の現状と予測に基づき、2011年から2020年の段階のエネルギー需要を評価し、2021年から2030年の段階と2031年から2050年の段階における燃料の種類及び経済分野に応じて、エネルギー需要の予測計画を提案すること。

+ エネルギー分野の各セクターの開発マスタープラン及びエネルギーの効果的な利用を研究すること；優れた経済的及び技術的指標と高い実現可能性を持つ幾つかの計画を選択し、エネルギー資源を効果的に節約して利用し、再生可能エネルギー源の強力な開発を検討し、エネルギー輸出入を考慮すること；2050年までを見据え、2021年から2030年の段階における全国及び地域のエネルギーインフラシステムの開発計画を提案すること；エネルギーインフラシステムの開発の実現可能性を分析すること。

+ 分野との関連及び地域との関連を評価し、エネルギー分野の開発における多くの機会と課題と同様、経済・社会の発展の要請を特定する；関連性を評価するとともに、国内、地域及び国際とのエネルギー分野の全体インフラの調和を評価する；重要国家案件、エネルギー分野のセクターの投資優先案件、及び実施のための優先順位のリストを立案する。

+ 環境影響評価を行い、土地利用及び環境保護の手筈を整える解決策を有するエネルギー総合マスタープランのための環境戦略評価報告書（DMO）を立案し、気候変動に適応し、国家で順位付けされた生態系、景観及び遺跡を保護すること。

+ 開発政策メカニズムに関する主要な解決策に関する提案を研究し、マスタープラン立案の実施を組織化し、国家エネルギーの持続可能な開発を確保すること。

c) マスタープラン立案の原則

分野毎の国家マスタープランは、国家総合マスタープラン及び国家土地利用マスタープランに沿ったものでなければならない。従って、エネルギー総合マスタープランの内容は、国家総合マスタープラン及び国家土地利用マスタープランに関連した内容の継承を基礎とした上で、（その内容に）同期し、十分に、適合した形での統合を確保しなければならない。その他、エネルギー総合マスタープランは、計画法の規定に沿った他のマスタープランと関連があることも必要である。

### 3. マスタープラン立案方法の内容

a) エネルギー総合マスタープランの内容：3つの巻から構成される。

第1巻：主な説明

第2巻：付録

第3巻：図面

エネルギー総合マスタープランにおける各パートの詳細内容は以下のとおり。

第1巻：主な説明，4つのパートと14章から成る。

パート1：国家エネルギーの現状及びマスタープランの実施結果

第1章：国家エネルギーの現状

第2章：各エネルギー分野のセクターのマスタープランの実施状況

パート2：経済・社会開発の状況及び予測，並びにエネルギー分野のセクターの開発の方向性

第3章：経済・社会開発の状況及び予測

第4章：エネルギー利用の現状及び省エネルギーの潜在能力

第5章：開発及び供給の潜在能力・可能性，並びにエネルギー分野のセクターの生産開発の方向性

パート3：2050年を見据えた2021年から2030年までのエネルギーインフラ開発の方策

第6章：エネルギー総合開発の方策

第7章：石炭分野における開発マスタープランの方策

第8章：石油・ガス分野における開発マスタープランの方策

第9章：新・再生可能エネルギー開発の方策

第10章：電力開発マスタープラン（PDP）の方策

第11章：投資資金需要

パート4：エネルギー総合マスタープラン実施の体制，解決方法及び組織

第12章：エネルギー総合開発マスタープランにおける環境保護及び持続

的発展の体制

第13章：実施の解決方法及び組織

第14章：結論及び要請

参考資料

第2巻：付録

第3巻：図面

b) マスタープラン立案方法：

エネルギー総合マスタープランは、各ステップにより立案される：（i）経済・社会の発展シナリオに基づき国家エネルギー需要を予測することで、エネルギー需要はそれぞれの分野の省エネルギーの可能性を考慮して予測される；（ii）石炭、原油、天然ガスの種類ごと、再生可能エネルギーの形態ごとに一次エネルギーを供給する可能性及び他国とのエネルギー融通の可能性を評価する；（iii）温室効果ガス削減目標、省エネルギー目標及び他の開発目標とともに、各開発政策を統合する開発シナリオを制定する；（iv）エネルギーシステムの最適モデルを構築することで、エネルギー需要に応え、供給能力を満たし、各政策目標を達成することができ、環境及び気候変動への影響を減少させる、最も低コストの開発の方策を打ち出す；（v）エネルギーインフラシステムにおけるそれぞれの分野のマスタープランの方策を構築する。実施過程において、エネルギー総合マスタープランは、国家総合開発マスタープラン、国家空間・海洋マスタープラン及び地域マスタープランに合致し、同時に、国家電力開発マスタープラン（PDP）及び他の関連するマスタープランに調和した形で制定され、環境保護及び持続的開発を両立させたエネルギー開発の確保を目指す。

4. マスタープラン立案期間

エネルギー総合マスタープラン立案の承認及びエネルギー総合マスタープランの立案のためのコンサルタントユニットの選定後、12ヶ月以内に実施する。

5. マスタープランの構成、数量、標準及び仕様

- エネルギー総合マスタープランの提案の構成は、3巻から成る：第1巻：主な説明；第2巻：参計算付録；第3巻：マスタープランの図面及び地理的図面

- 数量：20セットの提案

- マスタープラン書類一式の標準及び仕様：提案のハードコピーは、規定に従ってA4用紙の両面に印刷される。電子媒体は、一般的なテキスト編集ソフトウェア（Word, Excel等）で作成される。

6. マスタープラン立案の費用

- 商工省の公的投資資金源から使用されるエネルギー総合マスタープランの立案費用は、規定に従い、承認権限によって支給される。

- 商工大臣は、計画投資省のガイダンス、マスタープラン活動の規範、公共投資法の規定及び関係法令の規定に従い、エネルギー総合マスタープランの立案費用を具体的に決定する。

## 第2条. マスタープラン立案の実施

1. 商工省は、エネルギー総合マスタープランを立案する機関であり、計画法及び関係法令の規定に正しく従い、各ステップの実施の展開を確保する責任を有する。

2. (中央政府の) 各省、並びに(地方政府の) 各省及び中央直轄市の人民委員会は、法律の規定に正しく従い、エネルギー総合マスタープランの立案過程において、商工省と調整する責任を有する。

## 第3条. 施行効力

1. 本決定は、署名の日から効力を有する。

2. 大臣、(中央政府の) 省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長；各営公社の取締役会長及び社長：ベトナム石油・ガス公社(PetroVietnam)、ベトナム電力公社(EVN)、ベトナム石炭・鉱物会社(TKV: Vincacomin)、ベトナム燃料公社(Petrolimex) 及び関係機関が、本決定を実施する責任を負う。

### 宛先:

- 政府首相、各政府副首相；
- 各(中央政府の) 省、省レベルの機関、政府直轄機関；
- (地方政府の) 省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会；
- 党中央委員会；
- 国家主席府；
- 国会事務局；
- 国家会計検査院；
- 各営公社：EVN, TKV, PVN, Petrolimex
- 首相府：官房長官、官房副長官、政府首相補佐官、情報通信部長、各局：TH, KTTH, KGVX, QHQT, QHDT, PL；
- 保管: VT, CV (2) . nvq82

首相代理  
副首相

(署名)

チン・ディン・ズン

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。